

姫路市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年4月策定
平成29年9月改訂
令和4年3月改訂

姫路市通学路安全推進会議

1. 本プログラムについて

(1) 目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。さらに、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成 26 年 4 月に関係機関の連携体制を構築し、「姫路市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

(2) 改定の経緯

平成 29 年 9 月改定について、5 か年計画で進めていた合同点検を全姫路市立小学校、義務教育学校が毎年危険箇所の報告ができる体制を整えました。

令和 4 年 3 月改定について、合同点検の参加関係機関の追加やハード面対策の例示を明記しました。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

教育委員会	姫路市教育委員会 健康教育課 体育安全係 ※	学校へ連絡調整 ソフト面の安全対策
道路管理者	国土交通省 姫路河川国道事務所 道路管理第 2 課 中播磨県民センター 姫路土木事務所 道路第 2 課 姫路市役所 建設局道路管理部 長寿命化対策課 ※ 姫路市役所 建設局道路管理部 道路保全課 ※ 姫路市役所 建設局道路管理部 道路管理課 ※ 姫路市役所 北部道路事務所 維持補修担当 ※	道路管理下の 施設整備、補修等
警察	姫路警察署 交通第 1 課 交通規制係 飾磨警察署 交通第 1 課 規制係 網干警察署 交通課 規制係	交通標識の設置、 ソフト面の安全対策等
姫路市	姫路市危機管理室 安全安心推進室 ※	ソフト面の安全対策
学校関係	安全担当校長	(必要に応じて)

※は、各機関における連絡調整係

(令和 4 年 3 月現在)

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施等

- ・学校からのハード面の要望に対して、合同点検を実施します。

【実施方法】

- ① 学校からの報告により対象校の危険箇所及び安全対策の現状を調査
- ② 推進会議で危険箇所を検討
- ③ 検討を踏まえて合同点検を実施
- ④ 関係機関による対策の実施
- ⑤ 教育委員会経由で学校へ報告
- ⑥ 各小学校からの対策効果調査票の提出

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、姫路市教育委員会、姫路市危機管理室、PTA、自治会等を含む学校関係者、道路管理者、警察が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の学校が対策効果調査票を提出します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(7) 合同点検の年間実施計画 (予定)

実 施 内 容	
4月	各学校へ通学路における危険箇所の調査依頼
5月	各学校より危険箇所申請、集約
6月	
7月	第1回通学路安全推進会議
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	第2回通学路安全推進会議

申請

事前調査

対策効果の把握・検証

対策実施

合同点検
対策検討

対策効果の把握・検証

〈危険箇所の申請〉(学校)
通学路の危険箇所について、PTAや自治会と危険について共通理解した上で事務局へ申請

〈事前調査〉(事務局)
各関係機関による通学路安全推進会議に向けた情報収集等

〈合同点検・対策検討〉
学校からハード面の対策要望があった箇所について、教育委員会、道路管理者、警察、学校、PTA、自治会等、関係する機関が現地で対策を協議

〈対策実施〉
現地立会の協議内容について道路管理者、警察による対策実施

〈対策効果の把握・検証〉
対策実施後の学校が提出する対策効果調査票による効果の把握・検証



4. 対策箇所の公表

- ・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」を作成し、公表します。なお、対策一覧表で危険箇所の把握が困難な場合は、図で補足します。

5. 整備事例（ハード面）

・ 合同点検の実施、対策検討の結果により施工された、ハード対策の一例となります。

○ 転落防止柵



○ ゼブラゾーン



○ 信号設置



○外側線路肩緑着色



○交差点マーク



○「文」マーク

